

## 建築計画協議書

建築主	氏名						
	住所	Tel ( ) -					
敷地の位置	地名地番	福井市					
	用途地域		その他の区域 地域・地区・街区	市街化区域・市街化調整区域 嶺北北部都市計画区域・都市計画区域外			
	防火地域	防火・準防火・無指定					
主要用途			工事種別	新築・増築（水廻り 有・無）・その他			
申請建築物	用途		階数	地上階・地下階	便所	公共下水・浄化槽・集中浄化槽 農業集落排水・汲取り	
	構造	木造・SRC・RC・鉄骨・CB・その他 ( ) 一部造					
敷地面積	. m <sup>2</sup>		除却建物	造階・延べ面積		. m <sup>2</sup>	
	申請部分		申請以外の部分		合計		
建築面積	. m <sup>2</sup>		. m <sup>2</sup>		. m <sup>2</sup>		
延べ面積	. m <sup>2</sup>		. m <sup>2</sup>		. m <sup>2</sup>		
(車庫等の面積)	. m <sup>2</sup>		. m <sup>2</sup>		. m <sup>2</sup>		
工事着手予定日	年 月 日		工事完了予定日		年 月 日		
設計者	事務所・氏名						
	所在地	Tel ( ) -					

(注意) ① 付近見取図、配置図（主要出入口に△印、浄化槽の設置場所を明記）を添付してください。

② 以下の欄は記入しないでください。

## ◎ 建築確認対象法令等の確認

開発許可等	済	許可番号 No. . . . . 検査済証（未・済・37条） 完了公告（未・済）	係員	都計法 53 条	課名	都市計画課	都市整備課	農業委員会 事務局
	不要	法 29 条 号該当 同規模の増改築		都計法 58 条の 2	係員			
				土地区画 76 条	月日	/	/	/
	証明書・念書 (済・後日)	許可	済・申請中	※ 確認の審査期間がありますので、 速やかに回付してください。				

## ◎ 関係課事務連絡欄

課名	監理課	河川課	市民課	障がい 福祉課	環境 関係課	下水道関係課		文化財 保護課	建築 指導課へ 回付
係員						公共	集落排水		
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	

備考欄 (関係課で建築主等に指導した事項等)

- 1.
- 2.
- 3.

※ (事務連絡上の注意)

この協議書は、建築行為が予定されていることを関係課へ事前に連絡するもので、建築基準法に抵触することを検討するものではありません。  
支障のある場合は、担当課より直接建築主、または設計者に連絡し処理してください。また、プライバシー保護のため、部外秘として取扱ってください。

受付日

## 確認申請手続き上の注意（福井市）

### 1. 申請図書の作成・製本の要領

#### 1 確認申請書（正本・副本）

- |      |                   |      |                  |
|------|-------------------|------|------------------|
| ● 正本 | ┆ 確認申請書（1面～5面）    | ● 副本 | ┆ 確認申請書（1面～5面）   |
|      | ┆ 委任状（正本）         |      | ┆ 委任状（写）         |
|      | ┆ 浄化槽設置計画書（建築主専用） |      | ┆ 浄化槽設置計画書（設置者用） |
|      | ┆ 図面・構造計算書等       |      | ┆ 図面・構造計算書等      |
|      | ┆ 防災計画書           |      |                  |

（注意）・浄化槽設置計画書には認定シートを添付すること。

・集中浄化槽を利用する場合は、既設浄化槽の利用に関する承諾書を添付すること。

・既存の浄化槽を利用する場合は、既存浄化槽の人槽・型式が確認できる書類（浄化槽保守点検簿など）を添付すること。

#### 2 別冊で提出するもの

- 建築計画概要書
- 消防用図面 ┆ 付近見取図・配置図・各階平面図
- 建築工事届
- 建築計画協議書（この書類）┆ 付近見取図・配置図

### 2. 確認申請の前に都市計画法等に基づく許可等が必要な場合(必ず担当課にて事前協議を行うこと)

- 1 市街化区域における1,000㎡以上の開発行為の許可（都市計画法29条）
- 2 市街化調整区域における開発行為又は建築の許可（都市計画法29条・42条・43条）
- 3 嶺北北部都市計画区域における3,000㎡以上の開発行為の許可（都市計画法附則4項）
- 4 都市計画道路・土地区画整理施行区域等における建築の許可（都市計画法53条）
- 5 土地区画整理事業認可区域における行為の許可（土地区画整理法76条）
- 6 地区計画等の区域内における行為の届出（都市計画法58条の2）
- 7 風致地区内の行為の許可（福井県風致地区条例2条）

※上記に該当する場合は、担当課において、建築計画協議書の「開発許可等」欄にて確認を受けてください。

※確認済証の受領には、開発行為の検査済証、土地区画整理法76条の許可書などが必要な場合があります。